


登場
ページ

今週の専門用語

 パーシャル・スピノフ税制

持分を一部残すスピノフを適格株式分配の対象とするもの。税制適格要件の相当部分は従来のスピノフ税制と同様だが、パーシャル・スピノフ税制では、①現物分配法人が産業競争力強化法の事業再編計画の認定を受けること（役員への新株予約権の付与等を含む）、②完全子法人の株式のみを交付、③現物分配直後の持株割合が20%未満となること、④完全子法人の従業員の「おおむね90%以上」がその業務に引き続き従事することが見込まれること、との要件が課される。

 IAS第12号「法人所得税」の修正案

IAS第12号は、OECDが公表した第2の柱モデルルールを導入するために制定又は実質的に制定された税法から生じる法人所得税に適用されるが、例外として、第2の柱の法人所得税に係る繰延税金資産及び繰延税金負債に関しては、企業は認識することも情報を開示することも要しない旨を提案するとともに、第2の柱の法制が制定等されてはいるが未発効である期間においては、①法制に関する情報、②当期に係る企業の平均実際負担税率が15%未満である法域などの開示を求めている。

 調整公益目的財産残額

公益法人等が普通法人に移行した場合に、公益目的財産残額については課税が行われないよう、税務上の修正をしたうえで累積所得金額から控除される。調整公益目的財産残額とは、①移行日における修正公益目的財産残額（公益目的取得財産残額＋公益目的収支差額の収入超過額＋時価評価資産の評価損－時価評価資産の評価益）と②簿価純資産額のいずれか少ない金額から、適用事業年度前の各事業年度の支出超過額の合計額を減算し収入超過額の合計額を加算した金額をいう。

14

ページ

18

ページ

40

ページ

From
編集室

◆所得税の還付審査に係るチェックポイントに「非居住者の退職所得の選択課税申告書」が挙げられている。◆外国人が日本滞在期間中に加入していた厚生年金の脱退一時金は、支給の際に源泉徴収（20.42%）されるが、当該一時金は退職手当とみなされ（所法31）、選択課税申告書を提出することで源泉徴収税額の還付を受けることができる（所法171）。◆この選択課税申告書の処理において、過去に漢字表記の外国人に係る二重還付が発生していたようだ。課税当局は再発防止のため、脱退通知書に記載された納税者のローマ字表記で「最新名簿情報検索」を行い、重複該当者の有無を確認している。（TN）

週刊T&Amaster 第968号

2023年2月27日発行（毎週月曜発行）

【編集人】南館茂雄

【発行人】村田幸雄

【発行所】株式会社ロータス21

〒104-0045 東京都中央区築地2-11-11 6F

【販売】新日本法規出版株式会社

〒460-8455 名古屋市中区栄1-23-20

【お問合せ】販売・広告 (052)211-1525

記事内容 (03)5281-0020 ta@lotus21.co.jp

最新号を含む見本誌を無料で進呈しております。下記よりご請求下さい